

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該年度に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和8年2月4日

分任支出負担行為担当官
中部空港事務所長 原田 隆幸

1 履行内容

- (1) 件名 令和8年度 中部国際空港外2カ所発電設備等保守業務
- (2) 内容 本作業は発電設備・無停電電源設備及び受配電設備の定期保守を行うものである。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 中部国際空港 電源局舎(愛知県常滑市セントレア1-1)
中部国際空港 第1ASR局舎(愛知県常滑市セントレア5)
中部国際空港 第2ASR局舎・第1RX局舎(愛知県常滑市セントレア1)
名古屋VORTAC局舎(愛知県西春日井郡豊山町大字豊場)
名古屋VORTAC局舎(愛知県小牧市小針3丁目)
- (5) 入札方法 本案件は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出及び入札を電子調達システムにより行う。
なお、電子調達システムによりがたい場合は、契約担当官等に紙入札方式による参加を願い出るものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札時まで令和07・08・09年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」のB又はC等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること)。
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和7年3月31日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定(第3章第4節を除く。)又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)
- (5) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。
- (7) 申請書及び資料の提出期限から開札日までの間に、国土交通省大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付け空経第386号)に基づく指名停止を受けていない者であること(但し、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。)
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官中部空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること(詳細については入札公告:別紙を参照。)
- (10) 入札説明書の交付を受けた者、又は電子調達システムからダウンロードした者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先
〒479-8787 愛知県常滑市セントレア1丁目1番地
大阪航空局 中部空港事務所 総務課
電話 0569-38-2182
FAX 0569-38-2156
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク
電話番号 0570-000-683 (ナビダイヤル)
03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)
- (3) 入札説明書の交付方法
令和8年2月4日(水)から令和8年2月19日(木)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時00分から17時00分までの間に無償で貸与するため、入札参加を希望する者は入札説明書の交付を必ず受けること。
なお、上記(1)の配布場所にて紙媒体で交付することに加え、電子調達システム及び電子メールによる交付も行う。電子調達システムによる交付を希望する者は、各自で電子調達システムからダウンロードすること。電子メールでの交付を希望する者はその旨を上記(1)の配布場所へFAXにて連絡することとし、FAXには件名、社名、担当者及び送付先メールアドレスを漏れなく記載すること。
- (4) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法
令和8年2月19日(木)17時00分までに電子調達システムにより提出を行うこと。ただし、紙入札方式による参加の場合は令和8年2月19日(木)17時00分までに上記(1)まで持参又は郵送(必着)すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、契約担当官等から承諾を得た者は紙媒体により持参又は郵送すること。
電子調達システムによる入札書の受領期間は、令和8年3月2日(月)9時00分から令和8年3月12日(木)17時00分までとする。
紙媒体にて持参する場合は、令和8年3月2日(月)9時00分から開札日時までに上記(1)あてに持参すること(郵送等による場合は、令和8年3月2日(月)9時00分から令和8年3月12日(木)17時00分までに到達するよう書留郵便にて郵送すること。)
開札は、令和8年3月13日(金)9時00分 大阪航空局 中部空港事務所 4階入札室にて行う。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金：免除
 - ② 契約保証金：免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札日において2に掲げる競争参加資格がなくなった者は、競争参加資格のない者に該当する。
- (4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。
- (5) 契約関係書類作成の要否：要
- (6) 部分払：無
- (7) 手続における交渉の有無：無
- (8) 関連情報入手するための照会窓口：上記3(1)に同じ。
- (9) 詳細は入札説明書による。

【別紙】

件名： 令和8年度 中部国際空港外2カ所発電設備等保守業務

【発注概要】

本業務は、発電設備・無停電電源設備及び受配電設備の定期保守を行うものである。

【定期点検及び保守】

対象機器について、1ヶ月点検、3ヶ月点検、6ヶ月点検、1年点検等を実施する。

【対象機器概要】

- ・ 発電設備 3台
- ・ 無停電電源設備 6組 (12台)
- ・ 受配電設備 2式

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官中部空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

1. 業務実績

- 1) 平成22年4月1日以降(過去15年)に元請けとして完了した下記「機械設備」に係る保全業務の業務実績(同種業務)を有すること。
 - (a) 発電設備(ディーゼル機関を動力としたもの)
 - (b) 無停電電源設備(並列冗長システムまたは待機冗長システム)
 - (c) 高圧受配電設備

(a)かつ(c)、または(b)かつ(c)のいずれかであり。

2. 作業責任者

- 1) 次に掲げる要件を全て満たす作業責任者を当該業務に配置できること。
 - (a) 表-1に挙げる何れかの資格に応じた実務経験を有すること。
 - (b) 入札参加希望者との間で3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

表 - 1

保有する国家資格	実務経験年数	実務経験の内容
第一種電気主任技術者	7年	発電設備、無停電電源設備又は高圧受配電設備に係る何れかの保守業務
第二種電気主任技術者	7年	
第三種電気主任技術者	7年	

※国家資格保有以前の実務経験についても経験年数に算入できる。

3. 連絡体制

緊急事態発生の場合の連絡体制が整備されていること。

4. 業務計画

簡易な業務計画の(業務習熟訓練等、緊急処理規程を含む)が適正であること。